

調 査 要 項

調 査 要 項

1. 本調査は、全国銀行の業務報告書（銀行法施行規則別紙様式）記載の財務諸表および決算状況表*にもとづいて、その銀行勘定の計数を業態別および各行別に諸勘定科目を整理統合して掲載するとともに、業態別に銀行財務の分析を行っている。また、参考として業態別および各行別の連結財務諸表も掲載している。
- * 銀行法第 24 条第 1 項にもとづく報告または資料の提出要求として提出が求められている。内容は、銀行業務に関する財務計数全般にわたるものである。
2. 2025 年度の本調査において、分析の対象*としている全国銀行は、都市銀行 5 行、地方銀行 61 行、第二地方銀行協会加盟銀行（第二地銀協地銀、地方銀行Ⅱ）35 行、信託銀行 4 行および S B I 新生銀行、あおぞら銀行の合計 107 行である。
- なお、セブン銀行、オリックス銀行および農林中央金庫の計数は、「全国銀行」および業態別の計数には含まれていない。
- * 「全国銀行概況」、「業態別損益動向」における分析対象および「付属表・参考表」、「全国銀行総合財務諸表」（業態別、連結を含む）における集計対象。
3. 「全国銀行資本金、店舗数、銀行代理業者数、役職員数一覧表」、「銀行別諸比率表」および「各行別財務諸表」における銀行記載の順序は都市銀行、地方銀行、第二地銀協地銀、信託銀行、その他別に金融機関コードの順による。
4. 記載例および計算単位
- 記載例
- 一印……該当計数のないもの、または連続性がない、当年度もしくは前年度計数がマイナスである等前期比較のできないもの。なお、当期と前期が同計数の場合は増減額を「0」、増減率を「0.0」と、当期は計数があるが前期が単位未満または皆無の場合は増減率を「－」として表示している。
- ***印 …新規の勘定科目のため、前期比較のできないもの
- △印……減少、負数
- r ……修正数
- N. A. ……該当計数が入手不能なもの
- 計算単位
- 総合表・各行別表：
- 百万円単位で計算のうえ、百万円単位で掲載。したがって、合計額が内訳項目の合計と一致しない場合がある。各行別表については、計数が単位未満の場合は「0」、皆無の場合は「－」と区別している。また、全行の計数が単位未満の場合、総合表は「－」としている。
- 付属表・参考表：
- 百万円単位で計算のうえ、億円単位で掲載。なお、B/S 項目の残高は億円未満切捨て、B/S 項目の増減と P/L 項目は億円未満を四捨五入している。
- 増減率・構成比・諸比率：
- 百分率（小数点第 2 位を四捨五入）
5. 本調査の計数は未達勘定が整理されているほか、海外支店（現地法人は含まない）の計数を含んでいるため、「日本銀行統計」所載の計数とは相違がある。
6. 業務報告書記載の財務諸表は、金融商品取引法上の開示（有価証券報告書）と異なり、比較情報（前年度の財務諸表）を作成しないため、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基

準」（企業会計基準第 24 号 2020 年 3 月 31 日）は単年度毎に適用されている。このため、本調査においては、過年度の計数は遡及修正していない。

7. 貸借対照表上の「その他の○○○」（例：「預金」における「その他の預金」）は、掲載を省略している（「その他の○○○」の計数は、当該大科目の計数からその他の内訳科目の計数の合計を差し引くことで得ることができる）。

当期計数に影響する経理基準等の変更

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日）等が 2025 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度および事業年度の期首から早期適用できることとなった。これに伴い、早期適用を行った場合、使用権資産およびリース負債を計上する等の影響が生じることとなった。
- なお、2025 年度決算においては当該基準を早期適用した銀行はなく、各行の計数は適用前の基準（リース債務およびリース資産）にもとづき計上されている。

銀行の経営統合等の動き

2026 年 1 月	・ 八十二銀行と長野銀行が合併し、 八十二長野銀行が誕生した。
------------	------------------------------------

- * 八十二長野銀行の誕生を受け、全国銀行および地方銀行の当期計数には旧長野銀行の 2025 年 4 月～12 月末の計数を含めている。